

放置自転車等発見時の対応方法

放置自転車等を発見！

盗難車であるかどうかを確認するため、
青梅警察署(22-0110)へ連絡をお願いします。

盗難届が
出ている場合

盗難届が
出していない場合

青梅警察署で対応します。

放置されている場所は、**私道・私有地(会社、店舗、駐車場、畑、
個人の敷地等)**でしょうか？

はい

いいえ

都市整備部管理課交通担当(22-1111内線
2579)へご連絡ください。

※撤去等の対応は放置場所の管理者となります。

例)市道:都市整備部管理課施設管理係

公園:公園緑地課

国道、都道:西多摩建設事務所 (22-7216)

市では撤去できません。私道・私有地の放置自転車等については、
その土地の所有者・管理者の権限にもとづく対応となります。